事例No.	1621
公表年度	R1
団体の属性	一般市
団体名	山口県下松市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・組織改革 ・適切な資産管理

事例種類	公営企業法の適用

事例内容・タイトル

下松市公共下水道事業の法適化とその後

出典

令和元年度JFM地方公営企業セミナー雑誌公営企業

地方公共団体金融機構（JFM）の最近の取組み

下松市（くだまつし）公共下水道事業の法適化とその後

～実務担当者として苦労した点、実感できたメリットなど～

（JFM 地方公営企業セミナー報告）

地方公共団体金融機構　地方支援部　調査企画課

Ⅰ　はじめに

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の地方支援業務を展開しています。

本稿では、地方支援業務「人材育成・実務支援」の一環として実施した「JFM 地方公営企業セミナーin 青森（令和元年10月15日開催）」から、山口県下松市の事例をご紹介します。当日の講師である下松市企画財政部企画財政課主査（前下松市上下水道局業務課（当時））の今田裕之さんに、寄稿していただきました。

Ⅱ　寄稿

下松市（くだまつし）公共下水道事業の法適化とその後

山口県下松市企画財政部企画財政課主査　今田　裕之

1．はじめに

地方公営企業法の任意適用事業への法適用の意義については、総務省から公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップと併せ継続的に示されてきた。将来確実に訪れる人口減少社会、それに伴う料金収入の減、および老朽施設の更新投資等に対応しながら永続的で健全な事業運営を行うには経営戦略の策定は不可欠であるが、法適用は公営企業の現在の姿を正しく表すとともに、住民・議会に対しより説得力のある経営戦略を立て、永続的で健全な事業運営を行うための基礎づくりだったということにようやく実感を以て気付くことができた。

以下、一担当者による拙稿であるが、少しでもお役に立てるなら幸いである。

２．下松市下水道事業の概要と法適用の目的

下松市下水道事業は昭和28年３月に事業開始し、現在は市街化区域を対象とした公共下水道事業のみ行っており、昭和53年４月に終末処理場での汚水処理を開始した。排除方式は分流式（一部合流式）で、処理方式は標準活性汚泥法を採用。将来的には循環式硝化脱窒法を導入し、高度処理化を予定している。市域がコンパクトであることから、終末処理場、汚水中継ポンプ場ともに１箇所で効率の良い処理が可能であるため、汚水処理原価、使用料単価ともに150円／m^3を下回っており、経営状況も安定している。平成30年度末の人口普及率は87.5％。

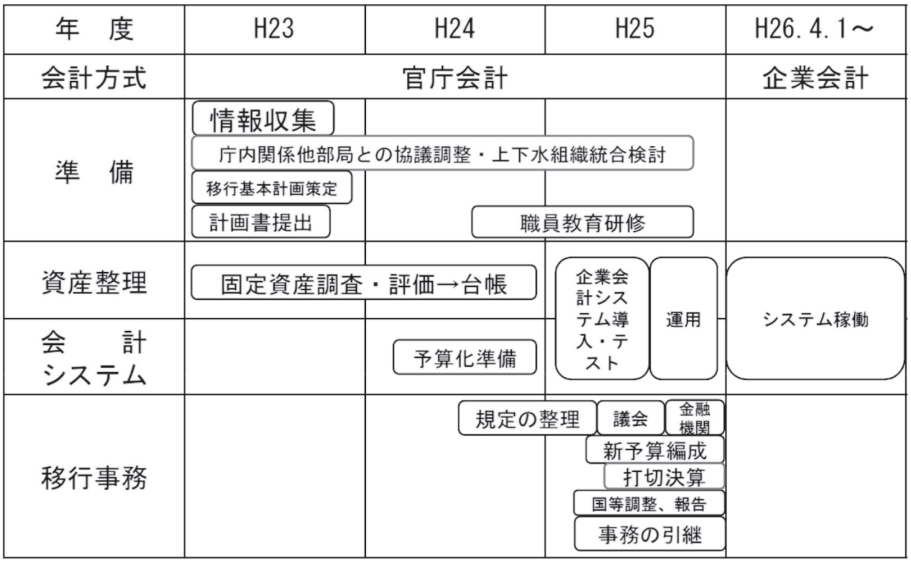
公共下水道の供用開始から30年以上が経過し、下水道事業費のうち施設の更新費用の占める割合は年々増加しており､「建設の時代」から「維持管理の時代」に移行しつつあった。そこで、経営状況を正確に把握し永続的で健全な事業運営を行うため平成26年度に法適用を行った。

法適用の概要、移行スケジュールについては表１、図１のとおり。

表１　法適用の概要

項　目	内　容
適用範囲	全部適用
移行期間	平成23年度～平成25年度
移行経費	資産整理・評価、資産台帳作成、条例改正支援業務 7,529千円 企業会計システム導入費（水道事業と合わせて） 5,600千円（うち下水分1,725千円）
資産整理手法	標準整理手法（管路は工事単位、処理場等施設は機器単位）
従事職員数	３人（専任なし）

図１　移行スケジュール



３．苦労した点・工夫した点

法適用のための個別具体的な事務については、企業会計導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会発行『下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）―2015年版―』。以下手引きという。）に詳細に解説されているため、そちらを参照していただくとして、おおまかな事務は図１を参照されたい。本節ではその一連の事務の中で苦労した点、工夫した点について紹介し、次節で個人的によくわからないと感じていたこと、法適用後に実感できたメリットについて振り返ってみたい。

苦労した点については、⑴水道部局との組織統合に関する調整、⑵固定資産台帳のチェック及び修正、の２点が思い起こされる。工夫した点については、⑶打ち切り決算時の財源収入前倒し、⑷他会計との負担金等に関するルールの明文化、の２点が挙げられる。

⑴　水道局との組織統合に関する調整

平成23年８月に、法適用とそれに伴う組織のあり方や事務の進め方等を検討し意思決定を行う機関として、副市長以下10人のメンバーで組織される組織統合検討委員会（以下委員会という。）を設置した。委員会で検討する事項についてそれぞれの担当課長が集まって幹事会を開き、そこで作成した原案を委員会に諮り、詳細な方針等を決定していくという流れをとった。委員会は平成25年11月までの間に計６回開催され、主に基本方針・スケジュール、組織体制、人事・給与厚生、庁舎等、一般会計との負担区分、市長部局との入札事務一元化、共通経費等の負担区分の７項目について検討を行った。

幹事会においても委員会においても、組織統合について３つの立場があったが、最終的には水道局と下水道課が組織統合（＝全部適用）することとなり、そのために必要な諸々のことを決めていくという流れであった。その３つの立場というのは、１つ目は下水道課である。下水道課は、スムーズな法適用に重点を置き、財務適用についても積極的に検討するべきと考えていた。２つ目は水道局で、組織統合することになれば下水道という大きな事業を抱えることになるばかりか庁舎の問題、職員の労働条件の問題、資金繰り等のこれまで考える必要のなかったことに対応する必要が出てくることからデメリットの方が大きいという難しい立場にあった。３つ目は総務・財政部局で、給排水に関わる部門を１つの組織としてスリム化を図るとともに、給排水窓口一元化による住民サービスの向上、防災体制の強化といった、組織全体でのメリットを重視するものであった。そういった立場の違いはあったが、住民にとってのメリットを第一に考え、水道局との組織統合、全部適用で一致し、同じ方向を向いて各種の調整を行っていった。

振り返ってみて、「法適用」と一口に言っても、担当課だけで成し遂げられるものではなく、様々な調整、検討事項が存在するためそれぞれに関係する部署で意見をすり合わせ、共通の認識の下進めることが重要であり、またそれが最も苦労したポイントだったと言える。

⑵　固定資産台帳のチェック及び修正

資産整理・評価、台帳作成は業務委託により行い、納期どおりに成果物が納品され、表面的に

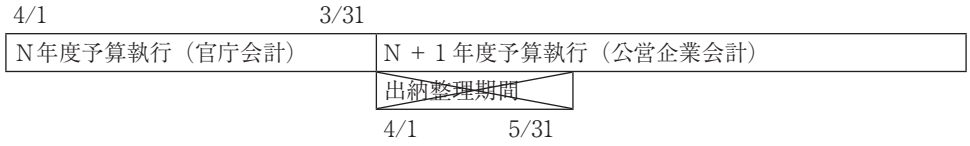
は何の問題もなかった。しかし、後々固定資産台帳の内容を見ていく中で、受贈資産の計上漏れや、表計算ソフトの計算式の範囲指定誤りによる合計額の不一致等の不具合が発覚し、修正を要した。これについては、成果物のチェックをしっかりと行っていれば回避できた問題ではあるが、納品後に成果物をまとめてチェックをすることは現実的ではなく、いくつか区切りを設けて、何回かに分けてチェックするという方法を取れたのではないかと考える。固定資産台帳は公営企業会計において肝となる部分であるため、ぜひこまめにチェックすることをおすすめしたい。

⑶　打ち切り決算時の財源収入前倒し

このことについては、手引きにも苦労、反省した点として挙げられているように、一般的なことと思われるが、法適用前年度の決算、打ち切り決算を黒字で終わらせるには必須のこととなる。まず、打ち切り決算とはどういうものかについて、簡単に触れておきたい。

図２は打ち切り決算前後の会計方式に関する概念図であるが、官庁会計の場合は年度末の３月31日を過ぎた後も、５月末までその年度に属する収入、支出を行う出納整理期間がある。しかし、法適用を行う場合には、従前の特別会計の会計年度は法適用日の前日をもって終了し、出納を閉鎖することとされている。つまり３月31日までに実際に現金の収入があった額と、支出があった額とをもって決算を行うということとなる。その時点で収入・支出が終わらないものについては、特例的未収金・未払金として、法適用初年度の歳入・歳出として整理することとなる。

図２　打ち切り決算のイメージ



下水道事業の歳入においては国庫補助金、企業債、繰入金が大部分を占める。財源収納の前倒しとはこの三つを年度末までに収納することを言う。

国庫補助金については、山口県では例年３月25日前後に入金されていたためそれほど気にしていなかったが、そうではないという団体は、国、県と調整のうえ３月中の収納を目指していただきたい。

企業債については、財政融資資金の例となるが、例年５月25日前後に資金実行というスケジュールであったため、例年通りでは特例的未収金となってしまい法適用前年度の決算に計上することができない。そのため前倒しを図る必要があるが、別の留意点が生じる。５月借入であれば、借入申込みの期日は（中国財務局管内の例では）４月上旬迄であり、事業費の確定を待って申込みができた。しかし３月借入となると、借入申込の期日は２月上旬迄となり、それまでに事業費を確定させなければならなくなる。そこに繰越が重なったりしてしまうと、担当者としてはスムーズに法適用をしたいところが、イレギュラーなことを考えなければならず、しんどい思いをすることになってしまう。

そこで、下松市では法適用前年度は当初から、「繰越は厳禁」、「発注を可能な限り早め、工期をできるだけ３月に設定しない」、ということを技術職員に周知した。その結果、繰越は１件も発生することなく、借入申込みもなんとか２月に完了できた。繰越が懸念されるような事業や、工期を長くとる必要のある工事については、法適用前年度には実施せずに、確実に年度内に竣工するものだけを実施することもやり方の一つだと考える。ただし極端に事業量を減らすのは本末転倒であるため、事業計画等であらかじめ考えておくといいのではないだろうか。

繰入金については、財政部局との内部調整のみであり、特別な手続きが必要というわけではないが、繰入額の算定に通常よりも多くのことを考える必要がある。打ち切り決算の収支見込を早めに立てて、黒字を達成できる額を最低限見積もり、法適用後に支払わなければならない未払金の支払いに当たり、資金ショートを起こさないようなキャッシュの額を維持できればベターと考える。

打ち切り決算で黒字となることは絶対ではないようであるが、財源収納の前倒しをせずに赤字となったことによって、住民や議会に対し、法適用によって余計な不安を抱かせるような状況は回避するべきであろう。

⑷　他会計との負担金等に関するルールの明文化

下水道事業は、雨水処理負担金等の適切な公費負担があって成り立っている。繰出基準に基づく繰入金は、基準が変わらない限り一般会計が負担することに変わりはない。しかし、全部適用に伴い市長部局から下水道事業が離れることから、将来にわたり繰入金が確実に担保されるよう努めた。これまであいまいだった分流式下水道等に要する経費や基準外繰入金についても根拠を明確にすることで支出する側、受け入れる側双方が疑義のないようにし、併せて企業会計間の共通経費（庁舎・事務費等）の費用負担についての取り決めも盛り込んだ覚書を市長と上下水道事業管理者との間で交わした。

このことは法適用とは直接関係はないが、法適用時に行った重要な改善事項ということで挙げたものである。

苦労した点、工夫した点としてそれぞれ２点ずつ挙げたが、いずれも目新しいものではなく、一般的なことのようであるが、実際の苦労話、反省点として活かしていただければ幸いである。

４．法適用後について

ここからは法適用後のことについて、⑴特例的未収金・未払金、⑵実感できたメリット、の２点を挙げて振り返る。

⑴　特例的未収金・未払金

前節冒頭で「個人的によくわからないと感じていたこと」と言ったのがこの特例的未収金・未払金である。特例的未収金・未払金とは、法適用前年度に発生した債権・債務のうち、打ち切り決算（＝３／31）までに収入･支出が終わらなかったものについて､法適用年度の予算（４条の２）として定め執行するもの、ということになるが、具体的にどういう処理をするのか、

実際に伝票を起票するまでは、なかなかイメージできなかった。そこで、令和２年度から法適用により、下水道会計が企業会計に移行するという前提で、打ち切り決算から特例的未払金の支出までを、簡単な工事のモデルを例に取って考えてみたい。

例１において、打ち切り決算年度でなければ出納整理期間に残額を支払い、令和元年度決算額は11,000千円ということになるが、打ち切り決算年度の場合、令和元年度決算額は現金支出のあった4,400千円となり、残額の6,600千円は未払金として残る。ここまでは繰越と同じようなものだと理解しやすい。しかし、この未払金とそれに対応する固定資産は、令和元年度の打ち切り決算には計上されないにも関わらず、令和元年度末の貸借対照表である令和２年度開始貸借対照表の負債には計上される。

複式簿記のルールに基づいて取引を記録していくことを仕訳というが、この一連の取引を仕訳に表すと、例１の後半部分のようになる。Ａ工事により、税抜き額の10,000千円の固定資産を取得し、そのために前払金として現金4,400千円を支払い、まだ支払っていない6,600千円については未払金を計上する。問題は消費税で、4,400千円は令和元年度中に支払済みで、決算額にも計上されるため、4,400千円のうち400千円は借方に仮払消費税として計上できるが、未払金6,600千円のうち600千円は令和元年度中の予算執行はないため借方に仮払消費税として計上できない。このため、令和元年度の仕訳は貸借が一致しない。

例１

税込 11,000,000 円のＡ工事（工期 3/31、前払金額 4,400,000 円）の竣工検査を 3/31 に行い合格、同日付で残額 6,600,000 円の請求を受けた。残額については、4/15 に支払った。

［令和元年度末(3/31)の状態］

Ａ工事　11,000,000 円
（10,000,000 円）
前払金　4,400,000 円
（4,000,000 円）
精算払　6,600,000 円
（6,000,000 円）
（）は税抜き（10％）の金額

令和２年度開始貸借対照表

資産	負債
固定資産	固定負債
流動資産	流動負債
	未払金
	純資産

仕訳

Ｒ１（官庁会計）

固定資産	10,000,000	／	現金預金	4,400,000
仮払消費税	400,000	／	未払金	6,600,000※
	10,400,000			11,000,000←貸借不一致

Ｒ２（企業会計）

未払金	6,600,000※	／	現金預金	6,600,000

※のうち 600,000 はＲ２仮払消費税として計上される。

本来、仕訳において貸借が一致しないことはありえない、誤った仕訳ということになるが、打ち切り決算においては発生主義、現金主義が入り混じっているため、特例的未払金というものを設けて年度をまたいで調整するというような形を取っている。法適用初年度が始まって、４月中は相当数の特例的未収金・未払金の伝票起票をしなければならない。本来は前年度に発生した未収金・未払金であるが、特例的未収金・未払金という法適用年度の予算を執行する必要があるということを理解しておいて、現年の発生主義に基づく未払金との切り替えを頭の中でうまくやりながら処理していただければと思う。その切り替えにようやく慣れてきた頃に、特例的未収金・未払金の処理が終わったように記憶している。

例２

【当初予算】

（特例的収入及び支出）

第４条の２　地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ１１２，７７７千円及び２７３，８５６千円である。

令和２年度○○市公共下水道事業予定開始貸借対照表

固定資産	固定負債
流動資産	流動負債
未収金　112,777,000	未払金　273,856,000
・	・
・	・

未収金・未払金ともに見込額で計上されているため、「予定」開始貸借対照表となっている。

⇩

【補正予算】

（特例的収入及び支出の補正）

第○条　予算第４条の２中「１１２，７７７千円及び２７３，８５６千円」を「１２５，９４２千円及び２３７，２５３千円」に改める。

令和２年度○○市公共下水道事業＿＿開始貸借対照表

固定資産	固定負債
流動資産	流動負債
未収金　125,942,000	未払金　237,253,000
・	・
・	・

未収金・未払金を法適用年度中に確定した額とし、「予定」の文字が消えている。

また、特例的未収金・未払金の予算は、当初予算では見込額により計上されているため、例２のように法適用年度中に前年度３月末時点の確定額に補正を行う必要がある。当初予算の予定開始貸借対照表の「予定」の文字を取って開始貸借対照表とし、未収金・未払金の額や他の勘定科目についても３/31時点の確定額とするとともに、予定貸借対照表についても開始貸借対照表を起点とした法適用年度末の姿を記載することとなる。

⑵　実感できたメリット

これはいわずもがな消費税の節減効果についてであるが、担当者の視点から、消費税申告の易化もこれにプラスして挙げておきたい。

消費税申告をするにあたり、多くの団体で図３のような流れで作業されていると思われるが、公営企業の消費税申告では、特に下水道事業のように補助金、繰入金、受益者負担金のようなサービスの対価として得られる収入以外の収入、つまり特定収入の使途の特定が、担当者としては難しいと感じる点ではないだろうか。

図３　消費税申告の流れ

①収入、支出の課否判定表の作成
↓
収入を課税売上、非課税売上、不課税収入に、支出を課税仕入、課税仕入以外に分ける。
②不課税収入のうち特定収入の使途の特定
↓
サービスの対価でない収入（＝不課税収入）のうち、企業債収入、出資金等を除いた特定収入の使途を課税仕入か、課税仕入以外に特定し、特定収入に係る課税仕入税額を計算する。
③控除対象仕入税額の計算
↓
課税仕入に係る消費税額（＝調整前仕入控除税額）から(2)で計算した特定収入に係る課税仕入税額を差し引く。
④消費税額及び地方消費税額の計算

臨時財政特例債の元金償還、建設改良費の赤字補てんのための繰入金は、法適用前は他会計補助金として収入していたため、特定収入の使途の特定を行っていたが、法適用後は出資金として収入することにより、特定収入の使途の特定が不要となった。雨水処理負担金や分流式下水道等に要する経費等の繰入金は、法適用以前はその大半を企業債の元利償還金に充当し、元金償還に充当した額については借入を起こした各年度の課税仕入財源割合により、償還額を課税仕入と課税仕入以外に按分して使途の特定を行っていたが、法適用後は減価償却費へ充当されるようになり、そのすべてが不課税支出に特定されるため、事務作業は大幅に易化した。

図４は下松市の平成26年度消費税申告において、法適用により節減できたと考えられる額をまとめたものである。その額は6,928千円となり、法適用に要した経費9,254千円を２年で回収できる額となったことがわかる。

節減効果自体はこのように計算してみて初めてわかるものであるが、早く適用すればそれだ

図４　消費税節減効果の一覧

【消費税節減効果】

○一般会計補助金→出資金

一般会計補助金 27,000	**建設改良費（課税仕入）**	**14,265**	控除対象仕入税額から差し引かれる金額 **20,815*8/108** **＝1,541**
	元金償還金（課税仕入）	**6,550**	
	元金償還金（課税仕入以外）	6,185	

↓

出資金 27,000	特定収入以外の収入 （消費税法第60条第4項、消費税法施行令第75条第1項第2号）	27,000	控除対象仕入税額から差し引かれる金額 **なし**

節減効果　1,541千円…(A)

○元金償還金→減価償却費

一般会計負担金 262,000	**委託料（課税仕入）**	**62,614**	控除対象仕入税額から差し引かれる金額 **135,347*8/108** **＝10,025**
	元金償還金（課税仕入）	**72,733**	
	元金償還金（課税仕入以外）	68,677	
	利子（課税仕入以外）	54,370	
	その他（課税仕入以外）	3,606	

↓

一般会計負担金 262,000	**委託料（課税仕入）**	**62,614**	控除対象仕入税額から差し引かれる金額 **62,614*8/108** **＝4,638**
	減価償却費（課税仕入以外）	141,410	
	利子（課税仕入以外）	54,370	
	その他（課税仕入以外）	3,606	

節減効果　5,387千円…(B)　(A)＋(B)＝6,928千円

けその恩恵が早く受けられるということになる。担当者としては、「特定収入の使途の特定」という難解な作業が大幅に簡易なものになって、それだけでもメリットに値するというのが実感である。

しかし、これまで補助金として受け入れていたものが、出資金というものに変わるだけで、取扱いが180度変わることに、言葉のマジックのような違和感を覚えたのもまた事実である。消費税法及び施行令において特定収入の定義について規定されており、出資金は特定収入から除くこととされている。他方、出資金については地方公営企業法の18条に、他会計から公営企業会計に出資ができる旨と、出資を受けた場合は納付金を納付する旨が規定されているのみとなっている。つまり繰り出す一般会計で投資及び出資金として歳出予算を組み、受け入れる側

が出資金として歳入予算を組んで、支出、収入され決算を行えば、この規定から外れてはいないことになると考える。

なお、消費税申告の易化は法適用年度分の申告から、つまり法適用年度の翌年度に作成する消費税申告書からとなるため、法適用年度に作成する申告書は従前の方法によることになる。節減の効果も当然、法適用年度分の申告からとなることに留意いただきたい。

５　おわりに

担当者の視点で感じたことをベースに、セミナーでも話をさせていただいてきたが、法適用をするうえで一番大切なことは、何のために法適用するのかということを、庁内の関係する部署と共有し、みんなで同じ方向を向いて進めることだと強く思う。繰り返しになるが、事業の担当課だけでは財務適用ならともかく、全部適用となると実現はままならない。様々な調整ごとも、法適用について良くわからないのでは、「同じ方向を向いて」というところがそもそも困難となる。法適用の第一歩は、法適用支援業務の実績のあるコンサルタントを招いて研修会等を開いてもらい、関係する部署すべてが参加する等して、法適用の意義等について共通の認識を持てるようにすることではないだろうか。

併せて、法適用後の事務をスムーズに行うために、複式簿記の知識の習得をおすすめする。官庁会計に慣れ親しんだ者にとって企業会計は難しいと思われがちであるが、簿記３級程度の仕訳が自然に頭の中で考えられるようになると、企業会計は全然難しいことはなく、むしろ１つ１つの取引をパズルを解くように整理することができる優れた方法であることが分かる。取得には一般的に３か月から半年の勉強期間で充分可能と言われており、ぜひ時間を作ってトライしていただきたい。

無事法適用され、各公営企業が末永く続くよう、お祈り申し上げます。

Ⅲ．公営企業会計の適用に関する取組状況

これまでの公営企業会計の適用に関する取組については、総務省から示された「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年１月27日付総務大臣通知）等により、平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として、主に人口３万人以上の団体の簡易水道事業・下水道事業（公共・流域）を対象として地方公営企業法の規定の全部又は一部適用の推進がなされてきました。

そしてその取組の結果を受け、新たに「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年１月25日総務大臣通知）等において、令和元年度から令和５年度までを拡大集中取組期間として、これまでできる限りの適用を求められてきた人口３万人未満の団体の簡易水道事業・下水道事業についても公営企業会計の適用が求められるようになりました。

総務省の調査によると、平成31年４月１日時点の公営企業会計適用の取組状況は、人口３万人以上の団体で、公営企業会計を

「適用済」及び「適用に取組中」と回答した団体の割合は下水道事業（公共・流域）が99.5％、簡易水道事業が97.7％でした。一方、人口３万人未満の団体において、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」と回答した団体の割合は、全下水道事業が34.5％、簡易水道事業が45.9％となっており、人口３万人未満の団体において円滑な取組の推進が求められている状況にあります。

Ⅳ．セミナーを開催して

今回は、下水道事業へ公営企業会計の適用を行った山口県下松市の事例について紹介しました。一連の法適用の取組について、ポイントを次のように挙げています。

（苦労した点）

・関連部署との法適用に向けた意識の統一が最も重要であり、最も苦労した点であること。
・固定資産台帳作成を業務委託したが、納品後に誤りが多数見つかり修正に労を要し、部分的に都度チェックが必要だったこと。

（工夫した点）

・打ち切り決算を黒字化するため、収入財源の前倒を検討したこと。特に企業債については事業担当と調整し、繰越が起こらないよう留意したこと。
・他会計との負担金等について将来的に疑義が生じないよう明文化し、覚書を取り交わしたこと。

（法適用によるメリット）

・消費税の節減だけでなく、申告事務も大幅に易化できること。

山口県下松市の発表においては、法適用に伴う反省点や改善点など、担当者ならではの目線で解りやすく説明いただき、セミナー受講者からは、終了後のアンケートにおいて、「実務での苦労した点がわかり、大変参考になりました」、「自分が既に直面している課題の答えとなった。」「当市は既に法適化しているが、その後のメリットの部分は参考になりました。」といったご意見をいただき、実務者の方にとってはより身近に感じていただけるものとなりました。下松市の発表資料は、当機構のHP（http://www.jfm.go.jp/support/seminar/seminar_record2.html）でご覧いただけます。今後、法適用に向けて動き出す団体の方には、総務省からも公表されている法適用に関するマニュアルや先行事例集に併せて、セミナー資料や本稿を大いに参考にしていただければ幸いです。

Ⅴ．おわりに

本稿では、令和元年度に実施したJFM地方財政セミナー及びJFM地方公営企業セミナーの中から、「JFM地方公営企業セミナーin青森（10月15日開催）」における山口県下松市の発表事例を紹介しました。地方公営企業に関する喫緊の課題に対応する地方公共団体の皆様にとって、本稿が少しでもお役に立てれば幸いです。

今後とも、JFM地方財政セミナー及びJFM地方公営企業セミナーについては、地方公共団体の人材育成等について支援することを目的として、地方財政に関する喫緊の課題であるテーマを取り上げ、制度を所管する関係省庁の講演、先進的な取り組

みを行っている自治体からの報告、有識者の視点等からの講演等を実施する予定です。皆様のご参加をお待ちしています。

機構では、今回ご紹介したセミナーのほかにも、地方財政に関する調査研究、資金調達や資金運用に関する研修、都道府県が主催する研修会への専門家派遣、出前講座など様々な地方支援業務を実施しています。その詳細は、機構ホームページの「地方支援業務のご案内（http://www.jfm.go.jp/support/support.html）」で詳しくご紹介しています。どうぞ地方支援業務をご活用ください。

なお、本誌（P75より）では、「JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナーの実施報告」と題して、各セミナーにおけるテーマの概略、受講者の声、令和２年度におけるセミナーの実施予定時期や参加申込の受付時期などを掲載しておりますので、そちらもご活用ください。

＜お問い合わせ先＞
地方公共団体金融機構　地方支援部
ＴＥＬ：03－3539－2676
ＦＡＸ：03－3539－2618
E-mail：chihoushien@jfm.go.jp
Ｈ　Ｐ：http://www.jfm.go.jp/

【下松市の紹介】

下松市は、瀬戸内海に面した山口県の南東に位置し、東西12.7km、南北20.6km、面積は89.36km^2で県内13市の中では最も小さい市である（県内19市町の中では15番目）。人口は微増傾向が続いており、令和元年11月末時点で57,350人（世帯数は26,207世帯）と、過去最高を記録している。その背景には、商業施設が充実していることに加え、短時間で移動が可能な、コンパクトな街がもたらす高い利便性、小学校卒業までの子どもの医療費助成を所得制限なしで行っていること、県内で最も安い上下水道料金などによる住みよさに対する高い評価があり、東洋経済新報社の『都市データパック 2019』による住みよさランキングでは、全国812市区中22位と、データにおいても裏付けられている。

また、旧くは塩田であった土地を一大工業都市とする構想の下発展し、現在も鉄道、鉄鋼、船舶関連からハイテク機器関連まで、幅広い製造業を営む企業が集積し、「ものづくりのまち」として、その高い技術力と情熱を世界へと発信している。今年度、市制施行80周年の節目を迎え、その記念として、７月に日立製作所笠戸事業所で製造した英国高速鉄道車両を港へ陸送するイベントを行ったところ、３万５千人もの人が集まり「ものづくりのまち」の PR につながった。

図５　下松市の所在地

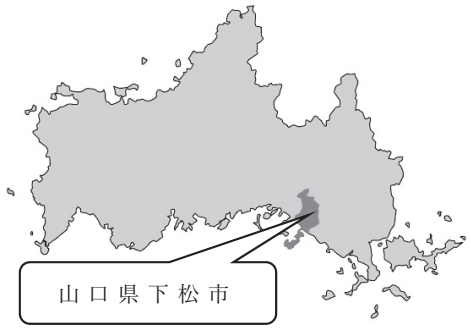


図６　英国高速鉄道車両の陸送の様子

